

報告要旨

特別支援学校

教職員の働き方 現状報告

愛知県高等学校教職員組合

障害児学校部部長 小川弘樹

## 愛知県の特別支援学校(2020年名古屋市を含む)

①

- 盲学校 2校 (寄宿舍)
- 聾学校 5校 (寄宿舍)
- 知的障害特別支援学校 20校 (校舎2・分校1含む)
- 知的障害高等特別支援学校 2校 (寄宿舍)
- 学校数に含まない知的障害分教室 2
- 肢体不自由特別支援学校 11校 (校舎1含む) (寄宿舍)
- 病弱特別支援学校 1校

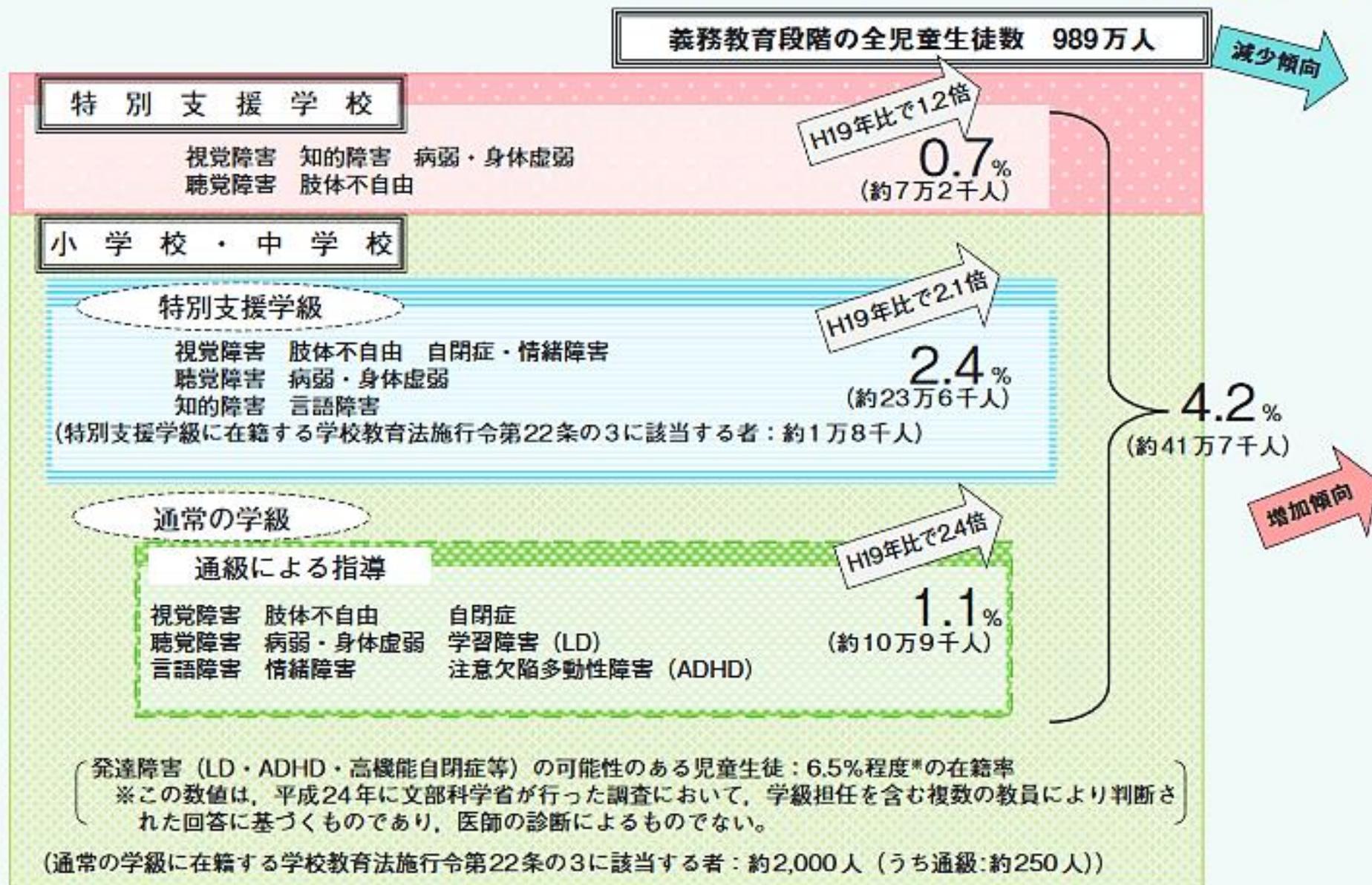
○県立30校 (校舎2校含む)    ○市立10校 (校舎・分校2校含む)    ○国立 1校

図表 2-4-23

特別支援教育の概念図（義務教育段階）

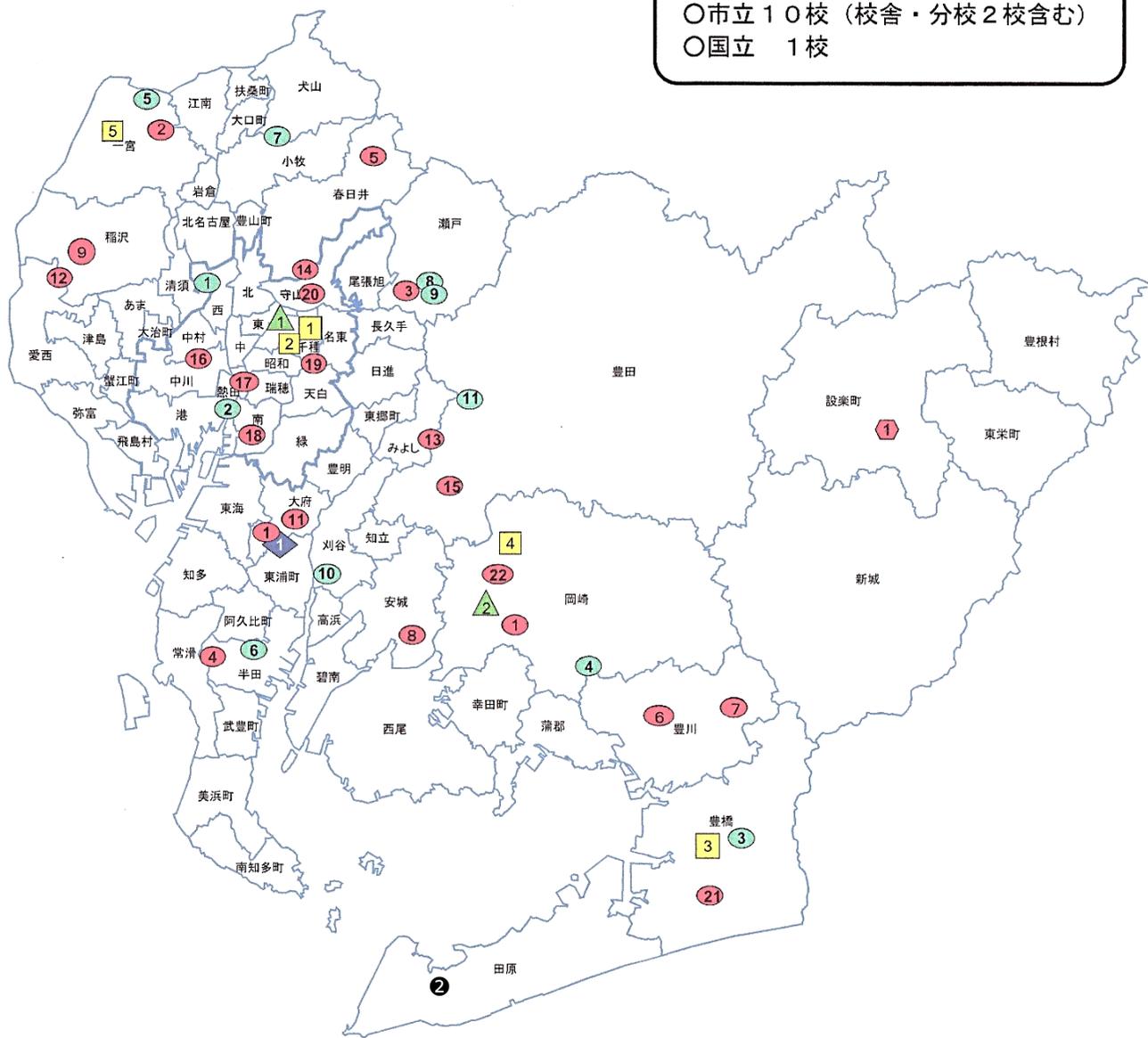
愛知県教育委員会ホームページより

(平成29年5月1日現在)



# 愛知県特別支援学校配置図

○県立 30校 (校舎 2校含む)  
 ○市立 10校 (校舎・分校 2校含む)  
 ○国立 1校



愛知県教育委員会ホームページより

盲学校		設置部
▲	県立名古屋盲学校	幼・小・中・高
▲	県立岡崎盲学校	幼・小・中・高

聾学校		設置部
1	県立名古屋聾学校	中・高
2	県立千種聾学校	幼・小
3	県立豊橋聾学校	幼・小・中・高
4	県立岡崎聾学校	幼・小・中・高
5	県立一宮聾学校	幼・小・中・高

知的障害特別支援学校		設置部
①	県立みあい特別支援学校	小・中・高
②	県立一宮東特別支援学校	小・中・高
③	県立瀬戸つばき特別支援学校	小・中・高
④	県立半田特別支援学校	小・中・高
⑤	県立春日台特別支援学校	幼・小・中・高
⑥	県立豊川特別支援学校	小・中・高
⑦	県立豊川特別支援学校本宮校舎	高
⑧	県立安城特別支援学校	小・中・高
⑨	県立いなざわ特別支援学校	小・中・高
⑩	県立大府もちのき特別支援学校	小・中・高
⑪	県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎	高
⑫	県立佐織特別支援学校	小・中・高
⑬	県立三好特別支援学校	小・中・高
⑭	県立春日井高等特別支援学校	高
⑮	県立豊田高等特別支援学校	高
⑯	名古屋市立西養護学校	小・中・高
⑰	名古屋市立南養護学校	中・高
⑱	名古屋市立南養護学校分校	小
⑲	名古屋市立天白養護学校	小・中・高
⑲	名古屋市立守山養護学校	小・中・高
⑲	豊橋市立くすのき特別支援学校	小・中・高
⑲	愛知教育大学附属特別支援学校	小・中・高

肢体不自由特別支援学校		設置部
①	県立名古屋特別支援学校	小・中・高
②	県立港特別支援学校	小・中・高
③	県立豊橋特別支援学校	小・中・高
④	県立岡崎特別支援学校	小・中・高
⑤	県立一宮特別支援学校	幼・小・中・高
⑥	県立ひいらぎ特別支援学校	小・中・高
⑦	県立小牧特別支援学校	小・中・高
⑧	瀬戸市立瀬戸特別支援学校	小
⑨	瀬戸市立瀬戸特別支援学校光陵校舎	中・高
⑩	刈谷市立刈谷特別支援学校	小・中・高
⑪	豊田市立豊田特別支援学校	小・中・高

病弱特別支援学校		設置部
◆	県立大府特別支援学校	小・中・高

分教室(※)		設置部
①	県立豊橋特別支援学校山嶺教室	高(知的障害)

※学校数には含まない  
 ②県立豊橋特別支援学校潮風教室 高等部 2020.4 開設

# 1 愛知の特別支援学校の勤務時間（平均的な例として）

④

	仕事内容
7:00 スクールバスの準備・添乗	早い職員は、7：30ぐらいまでに出勤していて、電話の対応やスクールバス添乗準備をしている。スクールバスは7：30ぐらいには発車している。出勤率10%程度 授業準備、書類作成、教室環境整備
8:30(定時出勤) 出勤朝礼 8：40 児童生徒登校 スクールバス到着	8：00 までには50%が出勤 授業準備、書類作成、教室環境整備 8：00 部活動のある学校は朝のトレーニング 8：30 朝礼、各部、学年での打ち合わせ、 8：40 児童生徒の迎え、掌握教室移動、トイレ指導、着替え指導など 学校によっては8：45から授業
9:00 授業	授業時間は、40分、45分、50分と学校により時間が異なる。 大体の学校は、9：00 くらいに授業が始まる。午前中4時間授業。
10:00 授業	全ての授業のコマに入っているわけではなく、授業の空きのコマも1日に1～2コマある。この時間に連絡帳の確認記入、書類の作成、必要な場合には保護者への連絡。
11:00 授業	授業の業間は、トイレ指導、着替え指導、水分補給、教室移動などをする。
12:00 給食時間は30分～60分まで	12：00 ぐらいから給食。現在、消毒-給食準備-片付けはコロナ禍のため職員が行う。 食事介助、支援が必要であり、肢体特別支援学校では一對一の支援も多い。そのために職員の食べる時間がほとんどなくなる場合もある。
13:00 授業	午後の授業は2時間授業後トイレ指導、着替え、片付けなど下校指導 15：00から16：30までスクールバスの発車下校は各学校によって異なる。
14:00 授業	放課後デイサービスのお迎えも多く30～40%はデイサービスを利用する。 部活動が盛んな聾学校では部活後17:00下校というところもある。

<p>15:00 スクールバス発車 児童生徒下校・清掃 16:00 休憩・会議</p>	<p>児童生徒下校後に清掃・消毒をする学校が多い。 15:15~16:00、15:30~16:15、16:00~16:45、16:10~16:55など休憩は様々でこの休憩の前後で清掃・消毒、会議（週当たり2~3）をしている。 部活動のある学校は、毎日または曜日によって部活動指導をしている。</p>
<p>17:00(定時退校) 退勤5~10%</p>	<p>休憩時間も、校務作業、書類の作成、授業準備・打ち合わせをすることが多い。 早く帰って教材を購入し自宅で教材準備をすることもしばしば。教材探しに時間がかかる。</p>
<p>18:00 退勤50%~60%</p>	<p>校務事務作業、書類作成、授業準備、打ち合わせ その後も残る教員が<u>20%</u>ほどいる。遅くまで残っているのは同じ職員という学校が多い。成績処理、行事や研究などがあると残る率が高くなる。1日4時間以上時間外勤務する教職員がいることになる。</p>
<p>19:00~20:00 施錠</p>	<p>近年、施錠が早くなっており、定時退校日には、18:00に施錠ということもある。 寄宿舍のある学校は、寄宿舍の舎監(泊まり込み舎生の指導)学期に2回程度ある。</p>

## 2 障害の種別ごとの特別支援学校における教育・働き方の特徴

⑥

### ①盲学校（視覚障害）

#### \*盲教育の重要なこと

点字理解ができパソコンの入力ができると漢字を使った文章が作成できる。（コミュニケーション）

白杖の基本操作が分かり使うことができ、自力歩行ができる。（社会自分からかかわる力）

以上の2点は、高等部を卒業するまでに身につけさせたい盲教育（単一視覚障害の場合）で大切なことです。

歩行の練習は、校内歩行→学校近くのバス停など繰り返しの学習の中で頭の中に地図を作ることが重要です。

また、ADL(日常生活動作)料理、洗濯、掃除なども向上することが望ましいと考えます。

\*保護者の願い、本人の願い、本人の実態の3つが合っていないことがあります。この3つを合わせて目標をもてるようにしていくことが難しいです。本来成長するであろうと思われる子どもたちが、高等部を卒業するまでに育つ力を十分に身に着けていかない現実があります。ゆっくりと成長発達していくことも大切ですが、盲教育の専門性をもって成長発達していく子どもたちに適切な教材を準備して教育活動していく必要があります。

#### \*日常的に注意していること

朝初めに、廊下に物が置かれていないかチェックします。右側通行を守ることや廊下で立ち止まって話をしない、話をする場合には教室内でするように指導することが必要です。その他教室の点字案内など見えないことに対する配慮が必要です。

#### \*教材を準備するときの大切、大変ポイント

教材は、点字や触って分かるものを作成する必要があります。情報量が多すぎないように立体的な教材を作成することが大切です。例えば地図は、海岸線と河川のみので地図と他の情報が入った地図というように同じ地図で情報量、種類の違うものを準備してイメージを徐々に深めて全体のイメージがもてるようにしています。立体的な教材は、粘土、木、3Dプリンター（現在学校にはなく教員の私物）などで作成し、触って分かる教材作りが大切なため、異なる授業学習ごとに教材が必要となってくる点が大変です。

弱視の子どもには、拡大鏡、パソコンに入力することで拡大、iPadで撮影して写真を拡大して見るなど障害を補助するものを活用するようにしています。

#### \*行事の大切ポイント

校外学習では、公共交通機関を利用してマナカや現金の使用する機会をつくるようにしています。区役所、ハローワークなど将来利用するであろう機関との連携体験も大切なことと考えています。

### \*部活動について

運動部（フロアバレー、グラウンドソフト、グラウンドゴルフ、陸上）、邦楽部（琴）、茶道部、吹奏楽部、パソコン部、理療部があります。部活動は、15：30～16：30で終わります。運動部は週3回、吹奏楽部は週2回。土日の部活動はほとんどなく、ごくまれに運動部の試合があります。

### \*校務など事務の仕事、授業以外での仕事について

行事が増えている、やめられない仕事が多すぎるなど、盲学校は子どもの減少により教員数が減ったが、校務は減らないため掛け持ちで校務の仕事をする教員がいます。

忙しい教員と忙しくない教員ができていて、あからさまに不満を言う教員もいます。しかし、仕事をしないとと言われる教員も病気であったり家庭の事情があったりして仕事が十分にできないという事実もあります。そのために療養休暇になる教員もいます。学校と家庭両方の問題を抱えた忙しさや悩みを抱えている。教職員の増員と仕事の削減が課題です。

## ②聾学校（聴覚障害）

### \*聾教育の重要なこと

聾教育においては、書き言葉、話し言葉を獲得できるように日本語の教育を進めることであり、コミュニケーションの力をつけることと学力を伸ばすことが大切です。近年、聾学校から大学進学・普通高校進学は多くなく、むしろいじめを心配して中学部から聾学校に転入してくる子どもがいます。発信する力・コミュニケーションの力を育てることで聴覚障害の子どもたちが、日本語の中で生活できる力を育てていく場であると考えます。今は、聾の文化を尊重するようになってきており、以前は学校では手話を使わず口話法中心（キューサイン、指文字ぐらい）でしたが、日本語対応手話を使うようになってきています。現在、聾学校で使われているのは日本語対応手話で日本手話（手話言語）ではありません。

### \*日常的に注意していること

聴覚障害への配慮として、教員がコミュニケーションをとるため手話や指文字などの習得が今は必須です。パソコン機器を使つての授業が多くあり、個人差はありますが負担感が大きい教職員も少なくありません。また、聾学校未経験の教職員は、聴覚障害の知識理解(聴覚障害そのものや難聴の子どもたちの使う補聴器や人工内耳などの機器)、手話、指文字などのコミュニケーション手段の習得がかなりの負担になります。そのため、授業準備にかかる時間が必然的に長くなっています。また、幼稚部では、保護者とともに教育をすすめるために、聾教育について保護者向けの教室を開いたり、保護者と子どもと一緒に授業をする必要があります。今回の、コロナ禍における対策では、動画を作成してCDを作り担任が各家庭に届けました。

## \*教材を準備するときの大切、大変ポイント

担当する児童生徒によって異なりますが、教科書をそのまま使用できる場合には、普通校と変わらない準備をします。聾学校では、一学年の人数は少ないので、できるだけ子どもたちの学力に応じた授業をするように教科書の内容を精選したり下学年の教科書の内容を扱ったりするなどして授業内容に苦心しています。教科にもよりますが、聴覚障害への配慮として、OHC やパソコンなどの機器を使用して視覚的に情報や教材を提示する準備が必要です。

特に小学部では、多面的に言葉や情報をとらえられるようにすることが大切なため、言語情報だけでなく視覚的情報を必ず合わせて提示して言葉の概念形成ができるように支援する必要があります。自然に耳から入ってくる情報がないので補填しなければならないためです。日本語には、濁点、撥音、長音などあるので指文字やカードで確認することで発音を確認できるようにする。また、授業などは、基本的な言い方、子どもたちみんなが分かりやすい言い方で進めています。日本語は同じ言葉の概念でいくつもの言葉の意味があることが多いし、同音異義語など含めて一つ一つ確認するための教材が必要になります。

また、重複障害児の授業では、知的障害に伴った授業準備に合わせて聴覚への情報保障が加わります。手話を使つてのコミュニケーションや子どもの手話表現の確認もする必要があります。聴覚への情報保障をどう教材や授業の中に展開していくのかが大変です。

## \*学校行事の大切、大変ポイント

聴覚への情報保障の準備(手話通訳、字幕づくりなどの準備)、音声が届く、話者が見えるような配慮が必要でこれらの配慮をしたうえで行事の計画を進めなければいけません。教職員の人数が少ないので一人当たりの負担が大きくなってきています。行事がとても多く、知らず知らずに増えてきています。主に交流（以前は年1回、今では各学期に1回）で、コミュニケーションの力を育てることを目的としているこの機会は大切です。発表の場、いろいろな状況の中で使う言葉を考える機会としています。交流校や地域との交流は学校での授業とのバランスが大切ですが、いろいろな行事を合わせると現在1月に1回は行事があります。行事がうまくいくようにと行事ばかりに力を入れる教員も無きにしも非ず（評価される）。

## \*部活動について

朝のトレーニング、土日の部活動は、年度当初に届け出してあるものについては認められています(大会前の練習など)。これらについては割り振り変更されています。

家庭の事情など育児時間を取っている場合を除いて、全て中学部高等部の教員で分担しています。

部活動は卓球、バレーボール、陸上競技部、音楽文化部の四つがありますが、音楽文化部はハーフの再任用の方が中心代表顧問となっているのが問題です。重複障害の生徒が入っている場合は介護員が付き添うこととなっています。部活動は、休養日は平日1日以上、週休日は1~2日以上となっています。また、土日の部活動については土日の二日間とも行なってはいけないという原則がありますが、熱心な先生で試合が近づいてくると土日の二日間とも練習をしていたこともありましたが。部活動の時間は、高等部は3時40分~5時15分。中学部は3時40分~5時までです。土日の週休日は午前9時~12時または午後1時から4時までとなっています。

### \*校務など事務の仕事、授業以外での仕事について

校務については行事と同様に一人当たりの仕事量が多く、仕事の一部の教員に集中しがちです。これは教員の人数が少ないことに起因しています。子どもが減り、教職員が減り、校務分掌の数は減りましたが行事、校務、研究研修などの本質的な仕事が減っていないのが問題です。主任や主担当になった教員の仕事量が増えています。

研究や研修など本来必要と思われていますが、日々の授業準備と校務の仕事で手一杯で自転車操業の様相で過ごしています。研究研修には負担感が大きく真面目にやろうとすればキャパシティオーバーになってしまいます。

現在、聾学校の幼稚部に重複学級がありません。小学部・中学部・高等部には重複学級があります。また、普通学級の中に重複学級対象と思われる子ども又は医療的ケアを行っている子どもがいますが、重複認定はされていないので普通学級に在籍しています。こうした生徒を抱えたクラス担当者は、教材準備などの負担は大きいです。

## ③知的障害特別支援学校

### \*知的障害特別支援教育の重要なこと

特別支援教育における課題は、子どもたちを障害という側面だけでなく丸ごと理解し発達を保障するためにどのような教育活動ができるのかという点です。知的障害特別支援の子どもたちの障害は、知的発達障害、自閉症スペクトラム障害、強度行動障害、注意欠如・多動性症候群（ADHD）、学習障害など多岐にわたっています。障害名は同じでも子どもによって状況は違うので課題も違います。個々の子どもの特性と障害を踏まえながら社会の中で自分らしく生きていけるように子どもに寄り添い共感しながら発達を保障していくことそのための教育活動をすることが重要です。

### \*日常的に注意していること

安全対策には、とても注意しています。多動でちょっとした瞬間に授業の場所以外にいつてしまう子どもがいるからです。外へ出てしまうとどこまでも行ってしまうために一時も目が離せえず、時には、一対一の対応をしなければならないことも多々あります。そのため他の子どもへの対応が手薄になるため授業担当でない教職員が対応することもしばしばあります。また、エスケープ以外にも自傷、他害、パニック、異食、便遊び、てんかん発作など子どもの状態を常に把握していなければならず1日中緊張感をもって過ごさなければなりません。連絡帳（保護者との毎日の情報の共有）は、子どもたち自身が家庭に帰って話をするのがほとんどの場合できないので、授業、トイレ、食事、友達との関係、ケガ、保護者からの質問にも返答、学校からの連絡事項の確認など家庭と情報をつなぐものです。また、子ども同士のトラブルを含め丁寧に説明できるように気をつけて記入しています。個人情報満載で取り扱いには注意が必要です。

高等特別支援学校に顕著なことは男女問題で業間、下校時も教員が見回りをしています。男女問題を抱えた生徒の長期にわたる個別指導が頻繁にあり対応に追われています。また、障害の受容ができず言葉掛け一つ一つに対応が難しい精神的に繊細な子どもが目立ちます。

知的障害や肢体不自由の特別支援学校では、基本的にチームティーチングで授業を行っているため、授業などの話し合いをする必要があります。中心になった教職員は、話をまとめ進めなくてはならないのですが組んだ教職員が合わないと精神的なダメージを受けて療養休暇になってしまうことも少なくなく注意が必要です。

### **\*教材を準備するときの大切、大変ポイント**

子どもの実態に合わせて教材を作成するので子どもたちの実態把握が十分にできていないと、実際に授業で使える教材にならないです(これはすべての特別支援学校でいえること)。実態に合わないと何度も作り直しになり時間がかかります。特に、障害の重い児童生徒には個々のプリントや教材を作る必要があります。汎用性のあるものを作る場合には、授業ごとに改良と教職員の支援の方法など検討する必要があります。また、個々の子どもに還元できない教材は自腹にと往々にしてこうなる場合が多いです。

教科書はありますが、補助的でしかなくほとんどの授業は子どもの実態から考えるため、そのたびに教材が必要になります。また、教科書を使用する場合にもフリガナなど実態に合うように改善する必要があります。

### **\*学校行事の大切、大変ポイント**

宿泊を伴う行事(修学旅行、野外活動、オリエンテーションキャンプなど)では、夜に眠れない子どもがいて教職員はほとんど寝られません。また、担当の学年に配属されていても短時間勤務などで宿泊についていけない教職員がいる場合や子どもと教職員との男女比が合わない場合などは他の学年から応援の教職員を出す必要があります。また、校外へ出る行事では、発作、病気、重度のアレルギーなど障害だけでなく命にかかわる症状があるので準備、適切な対応が必要です。校外行事では、どう活動するのか安全面など教職員間で共通理解を図ることが重要です。

運動会や学習発表会などの行事は、そのための時間割を組みなおして通常的时间割とは異なる授業を展開します。そのため教員は授業時間を多く持つことになり、仕事量が増えます。

行事は主たる担当者がすべての計画を立て、部所ごとに作業分担するのですが、基本は主担当がすべての調整を行っています。この打ち合わせ、進行の調整がとても大変で、日々の授業、部活、校務プラス行事の担当が加わり主担当者はこの期間忙殺されます。また、子どもたちは、通常の授業時間でないことを理解しにくい子どももいて、変更を理解できるように支援し活動を進めることが重要です。

高等部には、現場実習があります。企業や施設などと進路指導部や担任が連絡を取り、打ち合わせ、実習先の巡回、反省会などがあり出張も多いです。また、生徒が実習先からの帰宅確認の電話連絡を受けるなどあり、担任はこの時期、学校での事務仕事ができない状況にあります。学校では、卒業後も3年間は就職先とのフォローを続けています。

## \*部活動について

高等部のみが部活動をしている学校がほとんどです。運動部（バスケット、陸上、フライングディスクなど）、他には園芸部などもあります。

運動部は、朝練習と授業後の部活動、月に2回(試合が近いと増える)程度土日部活があります。それぞれ輪番制で担当し、割り振りがありますが会議や授業準備などがありほとんど取れていない状況です。そのうえに担当者だけでは部活動の人出が十分でなくボランティアで参加する教職員も多いです。また、土日の部活動や試合の引率には手当が出ますが1日3時間以上で2700円です。手当や割り振り休暇を選んで取ることができるが1名のみで若い教職員などボランティアで参加しています。そもそも、知的特別支援学校では試合の引率を教職員1名では対応できないし、生徒の指導掌握もできる状態ではありません。

## \*校務など事務の仕事、授業以外の仕事について

職員会議では、資料も多く事前に確認する必要がありますが、検討といっても80%は資料のまま例年通り連絡のみで終わりになっています。本当に必要な学年会での会議の時間が足りず休憩時間になっても延長していることが多いです。最近はコロナ禍の影響で消毒作業が増えさらに時間がない状況です。

校務、研究研修などは主担当にならなければ負担感はありませんが、主になれば計画、調整、文書作成、発表などのまとめとほぼ全てをする必要があります負担が増えます。また、各種委員会、研究、教科会、研修など20近くのものがありそれぞれ主に担当するものがあれば、すべてのことが平行に進んでいるためさらに負担は増していきます。特に、教務や生徒指導の校務は忙しいという声があります。研究は、新学習指導要領に関するものが増えています。

近年、新設学校ができて少し学校の規模が小さくなりました（400名以上から300名程度にそれでもまだまだ過大過密ではある）。そのために教職員の数が以前より減ってきています。しかし、校務、研究研修、行事などは減っていないため仕事のできる教員が掛け持ちで仕事をするが増えています。また、若い教員が主担当になるようになってきているが、仕事をしている教員していない教員とはっきりしているように感じるとの意見があります。

## ④肢体不自由特別支援学校

### \*肢体不自由特別支援教育の重要なこと

肢体不自由特別支援学校に在籍する子どもたちの障害は、重度化しており肢体不自由、知的発達、視覚、聴覚、内臓疾患、てんかん発作など多岐にわたります。そのため、医療的ケアについて注意する必要があり、気温、湿度など教育環境を整えて教育活動を保障することが重要です。また、身体機能を向上させるための学習を進めることや肢体不自由の単一障害の生徒の場合には、進学、就職に向けての教育も大切です。

### \*日常的に注意していることなど

障害が重度で医療的ケアの必要な子どもたちの命を守るため、呼吸(吸引のタイミングなど)、姿勢の管理、食事、排せつと多岐にわたって個々の子どもの特性と障害を踏まえ常に変化をとらえられるようにしなければなりません。

朝は、子どもたちを迎え入れる準備として車いすを昇降口に並べることや、教室環境（空調、消毒など）を整えることが必要です。

⑫

姿勢を保持できずに車いすや立位補助用具などから転倒することがあるので、安全対策にはとても注意しています。食事（摂食指導）では、食に対するこだわりのある子どもやうまく飲み込むことのできない子どもなどに対応して、食形態や適切な食器の使用など注意し一対一で支援する場合がほとんどです。そのため教職員の食事の時間が無くなってしまいうこともあります。（給食の時間に教職員も一緒に食べている）

トイレ、食事、水分補給、着替えなど日常的な行動のすべてを介助する必要のある子どもたちがほとんどです。授業やトイレなど時間ごとに車いすからの乗り降り、姿勢変換・保持など教職員の肉体的な疲労は大きいものがあります。また、トイレには空調がなく夏のトイレは暑くて大変です。また、業間や授業時間でない時間でもトイレや発作の対応をしています。教職員もマンツーマンの授業が多いとトイレにも行けない状況があります

### **\*教材を準備するときの大切、大変ポイント**

児童生徒の実態（知的発達関心、手や体をどう動かすことができるのか考えることが必要）に合わせて教材を作成するので、子どもたちの実態把握を十分にしてお使いすることができるのか試行錯誤しながら作成しています。汎用性のあるものを作る場合には、教職員の支援の方法や教育的意味など検討する必要があります。担当する子どもによって授業が変わるので同じ内容の授業でも複数の教材が必要になることが多いため、教材のストックが生かしくにくい点は大変です。授業に合わせて子どもに合わせて特殊な教材が必要なことがあり、創造することの楽しさ大変さがあります。

### **\*学校行事の大切、大変ポイント**

宿泊を伴う行事や運動会や学習発表会などの行事は、健康や安全への配慮がとても重要です。行事に向けて子どもたちが精神的肉体的に良いコンディションで迎えられるように授業日程などの予定を考える必要があります。校外での行事の際には子どもたちと常に一緒に(特に宿泊行事)、発作、病気、重度のアレルギーなど命にかかわることもあるので準備や当日の適切な対応などが必要であり気の休まることはありません。行事に伴う授業変更で授業時間数が増えることも大変な要素です。

### **\*部活動について 部活動はありません。**

### **\*校務など事務の仕事、授業以外での仕事について**

研究などは、負担にならないよう取り組むようにしていますが時間のなさから余裕がないという声もあります。

学校として実践研究発表会を毎年行って、そのため毎年、研修や中間発表などしているという学校もあります。しかし、学年集団や授業グループで話し合いをする時間がなく、休憩時間に仕事の話をするが多くなっています。また、基本的に勤務時間内で処理できる業務量ではないので休憩時間に作業をすることになり、退勤時刻は遅くなったり持ち帰り仕事が増えたりしています。今は、コロナ禍のもと、清掃、消毒作業がとても増え、給食、給食準備、水分補給時などはエプロンを着け、場所を変えるたび、子どもの担当を変えるたびに手洗い・消毒をしています。

## ⑤病弱・身体虚弱特別支援学校・院内学級

### \*病弱・身体虚弱特別支援教育の重要なこと

呼吸器疾患、内臓疾患やアレルギー、血友病その他疾患を持つ子どもたちがいるので環境への配慮や医療的ケアが必要です。子どもの数が減ってきて子どもの集団作りが難しくなっていますが社会集団の中で自立していく力を育てることが大切だと考えています。いい意味で切磋琢磨できる環境づくりがしたいと思っています。学校の環境は保護された環境であるので同じ障害、疾病の方とのつながりなど横のつながりができると良いと考えています。

障害や疾病の受容、大学進学など進路への対応（6人中3人ぐらいか）。中高には知的対応のクラスもあります。また、午前中の授業も続けられないなど（思春期外来、心療科）心の問題を抱えた子どもが多いです。

各病院内にある院内学級では、重度の喘息などの呼吸器系の疾患、小児がんなど様々な病気を抱えているため子どもたちがいます。免疫力が低いので、体調管理に注意し教育環境を整えて教育活動を保障することが重要です。疾病、障害の受容も課題となっています。また、進学など卒業に向けての教育も大切です。

### \*日常的に注意していることなど

子どもたちは免疫力が低いので、体調管理について注意する必要があり気温や湿度の管理、換気、消毒など教育環境を整えて教育活動を保障することが重要です。病院や関係施設のスタッフとの関係づくりや情報交換など学校と病院という異なるシステムの機関との連携には考え方の違いがあり気を遣うことが多くあります。

### \*教材を準備するときの大切、大変ポイント

病棟などで授業する場合には、教育環境に応じた教材作りが必要です。

教科担当があるので教員が少ない教科は、中学部、高等部の両方の授業を担当したり、全学年のテスト作成、採点があります。教員数が減ってきて、理科の教員が数学を臨時免許で教えたり、国語の教員が社会を教えたりする状況があります。また、短期で入退院する児童生徒は、前籍校の授業の進度によって学習内容に配慮した授業、教材を考える必要もあります。

### \*学校行事の大切、大変ポイント

屋外での活動を少なくしています。運動会は体育館でしています。

院内学級では、運動会や宿泊行事はしていません。文化祭などは子どもに負担のかからないように計画しています。

### \*部活動について

小、中学部、高等部とも部活動がある。音楽部、スポーツ部、文化部があり、部活動の時間は15:50～16:25までで

16:35のスクールバス（最寄りのJRなどの駅まで）で下校する子どもが多いです。土日の部活動はありません。基本的に部活動は、自主通学できる比較的病状など安定している子どもたちが参加しています。

部活動に参加しない児童生徒は15:45からのSTの後、保護者の送迎や病棟へ帰るなどして下校します。

院内学級には部活動はありません。

### \*校務など事務の仕事、授業以外の仕事について

院内学級の場合は、本校に帰って校務や事務処理し、会議に出席する必要があります。(週2回ていど)

コロナ禍のために、現在も分散登校しているところがあり、分散登校解消に向けての準備が忙しい状況です。

## 3 特別支援学校での働き方についての課題

特別支援学校の教職員の仕事は多岐にわたり、事務作業、施設の修繕、様々な障害を理解しての授業作り、生活支援（虐待、貧困、外国籍など）、保護者や地域との関わる仕事などがあり、計画的な部分とその時その場での柔軟な対応が望まれる部分の両面があります。また、基本的に特別支援学校の教職員は肉体労働者です。一日子どもと緊張感をもって過ごしほぼ同じ運動量を動くこともある学校では仕事が終われば疲労感でいっぱいです。

### ①特別支援学校の教職員の種類

特別支援学校には様々な職種の教職員がいて、正規・非正規の中にも様々な雇用形態があり、勤務形態も様々です。また、今年度から始まった会計年度任用職員により、以前との職種の違いからくる働き方の違いが分かりにくくなり現場は混乱しています。

教育職：正規(再任用)：教諭、実習教員、寄宿舎指導員 栄養教諭、養護教諭

非正規：任期付・臨時的任用で常勤の教諭・講師（産休、育休、療休代替として）

会計年度任用職員の非常勤講師、非常勤訓練師（別途手当：給食の介助、スクールバスの添乗）

事務職：一般事務（正規、会計年度任用非常勤）、栄養士・調理員（正規、会計年度非常勤、嘱託）、介護員（正規、嘱託、期限付き）、

用務員（正規、嘱託、会計年度非常勤）

## ② 在校勤務時間について

特別支援学校の在校勤務時間は、県が調べる数値的には80時間を超えるものはそれほど多くありません。しかし、各学校からの報告によると実際には、少なくとも特別支援学校教職員全体の10%は80時間に近いかそれを超える在校勤務時間になっていると思われます。また、教材準備などは、多くの教員が自宅で準備している実態があります。現在学校は、在校勤務時間を減らす取り組みとして定時退校日を設定しています。これが時間内に終われるほどに仕事量も減ったうえで行われるならば望ましいのですが、実際には仕事を減らす対策も人員を増やすこともなく、忙しさが増している状況での定時退校日の設定は、時短ハラスメントと感じている職員もいます。

今年度の前期に療養休暇を取得している教職員数は、高等学校（約9000名）と特別支援学校（約3500名）は同数です。特別支援学校の場合、メンタルなことでの療養休暇を取得している教職員が多いようです。療養休暇を取得している教職員には、人間関係に悩んでしまい相談しようと思った時には学校に出勤できない状態になっていたという教員がいました。このようになった原因の一つには基本的に行われているチームティ칭ングです。意思の疎通がうまくいかない教職員と組んで授業や行事を進めることが辛かったと聞きました。また、行事の主担当になるとすべてを進めていかなければならないのだが、例年通りと渡される資料では何かわからないけれども、先輩職員に尋ねることにプレッシャーを感じてしまっていて、やって当たり前という圧力に知らないうちに心がつぶれてしまったと聞きました。一人が受け持つ仕事量の多さ、人間関係のプレッシャーは勤務時間では測れない負担となっていると考えられます。 \* 在校時間について愛知県教育委員会資料2 資料3

## ③ 給特法について

公立学校の教育職員はいわゆる 給特法「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で給与などの規定が定められています。

はじめは1971年に制定されましたが、2019年12月4日に給特法の改正法が成立したため、2021年4月1日に改正法が全面的に施行される予定です。今回の改正では、勤務時間、時間外勤務時間のどれだけ働いてよいか、また、1年間の働き方の規定が決められたことが主な内容です。

公立学校の教職員は、授業だけでなく生徒指導や学校内外の対応など業務が幅広く、労働時間を計算しづらい特殊な職務にあるため、一般的な地方公務員とは異なり、独自の給特法で給与や労働時間が規定されています。予め時間外労働を想定して(1966年度の「教員勤務実態調査」で小中学校の平均超過時間が週1時間48分だったことを基準にしている)、基本給の4%を「教職調整額」として支給することになっています。仮に教職員の労働時間1ヶ月を160時間とすると、基本給の4%換算で「1ヶ月6時間程度」「1日18分程度」の勤務時間外の手当てが出ているということになります。給特法は、教職調整額4%（一応、残業はないということ）で、教職員を自由に働かせることができる法律です。

今回の改正給特法では、とにかく在校時間の見目を減らすためにされたようなものです。カウントできない残業（持ち帰り、早出、休日のボランティアなど）がかえって増加しないか注目する必要があります。 \* 給特法について 文科省資料①、②

## ④ 減らない仕事

どの校種の特別支援学校にも当てはまっているのが、いっこうに減らない仕事です。特別支援学校に限らず、学校は、一度やり始めた仕事をなかなか減らそうとはしません。職員が減らしたほうが良いと思っている仕事でもなかなかなりません。

愛知県は全国でも最悪の過大過密の学校が多くあり、知的特別支援学校は、400名を超える児童生徒がいて教職員が200名という過密過大校がファースト10に5校も入っているという状況が以前にはありました。実際の授業場面では人手不足ですが、教職員の人数は、多いと言えます。そういう状況でさまざまな仕事が増えていきました。校務が増え、行事が増え、学校内外の委員会、研究（それに伴う事務作業）など増えていきました。また、時代と共にパソコン、ICTの導入など新たな仕事も増えました。特に、情報担当の職員は、今回のコロナ禍において家庭でのオンライン学習に向けて準備、設定、問題解決と様々な仕事が増えてより一層忙しくなりました。

近年、愛高教の取り組みの成果もあり特別支援学校の新設が進み児童生徒数も300名程度なってきましたが、それに伴って1校当たりの教職員も減りました。しかし、仕事が減らなければ一人一人の負担が多くなってしまいます。確かに以前よりは、校務の分掌数を減らすことや行事の数を少しは減らしてきましたが、まだまだ十分に仕事が減っていないというのが現状です。

また、仕事ができる職員がどれだけいるのかという問題もあります。多様な職種の学校において仕事を任せる正規でフルタイムの教職員が十分にいるのか。知的特別支援学校では特に高等部の正規職員比率が低いようです。高等部は、部活動や現場実習、生徒指導などより多くの課題を持っている部であるため教職員の疲弊はより顕著です。これは、高等部には若い教員が多く、育児などのため短時間勤務を利用していたり、その代替の臨時講師が多くなったりという傾向があります。また、再任用ハーフ勤務形態の在り方によっては校務をしにくい勤務になっているということもあります。

このような現状ですが、文部科学省は仕事を減らすようにいろいろな指針を出し始めました。各学校でも、何が必要で何が減らせるのか実際にアンケートなど教職員にとって始めようとする動きがあります。実効性のあるものになるようしていく必要があります。 \*多忙化解消について愛知県教育委員会資料1 文科省資料③

## ⑤ 子どものため

特別支援学校での教育は、子どもたちの人格を育て、たくましく生きていく力を育てるところ、一緒に文化を共有しながら共感する時間を過ごすところだと私は考えます。特別支援学校は、子どもたちが様々な経験をし知識を得て、成長発達していく場所です。子どもたちが個々の障害を受容し、どう付き合っているのか考え試していくのが学校だと思います。障害を治療するところではありません。教育の力が手助けにはなりますが、教育で障害を治すわけではないのです。障害がよくなって、できることをもっと増やしてということにこだわってしまうと心身への負担が大きくなるかあるかと思えます。

障害児教育の先達である竹沢清氏は、「子どもが分かることとは、子どもの願いが分かること」と言われています。それが分かるようにできるようにと日々子どもに向かいたいと思うのです。

「子どものため」というこの言葉に教職員は本当に弱いのです。これがあるから仕事は限りなく膨らみ減ることがなくなります。東京大学教授の本田由紀氏による「やりがい搾取」とある一面同じ意味であると思います。行事を増やそう、新しい研究を始めよう、〇〇委員会が必要だ「子どものため」に大切なのだと管理職は言います。また、多くの教職員はそう思います。しかし、果たして本当にそうなのか、職員会議では多くの議題が例年通りで過ぎていきます。そうしないと学校全体が進まないからです。この現状を解決するためには、もう一度、どの仕事が本当に「子どものため」なのか考える必要があります。子どもと保護者と教職員とそれぞれにとって一番大切な子どもの願いにむけて、安心して教育活動に向かっていける安全な学校にしたいです。 \*愛知県教育委員会資料4 啓蒙パンフレット

## \*おわりに

愛知県高等学校教職員組合障害児学校部としては、ずっと「子どものため」特別支援学校の過大過密解消を訴え教育環境を改善するため新設校を要求し、教職員を増やそう、他の専門職とともに教育に向かうことができるように定数改善を求めてきました。子どものためであり、教職員のためでもある。共に同じように学校で安心して教育ができる民主的な環境が必要です。今年、コロナ禍の中で三密を避けるために当初取り組んだ学校の対応の中で、ゆとりある教育環境がいかに大切かを学びました。これからもそれらを実現するために運動を続けていきます。

# 報告資料

## 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度と判定方法

資料 0

### \* 視覚障害者

・両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの

※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること

判断方法：身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち 基準に該当すると医師が診断したもの

### \* 聴覚障害者

・両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

判断方法：身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち 基準に該当すると医師が診断したもの

### \* 知的障害者

1 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

2 知的発達遅延の程度が 1 の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

判断方法：愛護手帳の療育判定が A のもの

### \* 肢体不自由者

1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行※、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの ※ 歩行には、車いすによる移動は含まない。

判定方法：身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち 基準に該当すると医師が診断したもの

### \* 病弱者

1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※1 又は生活規制※2 を必要とする程度のもの

2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※2 を必要とする程度のもの

判断方法：基準に該当すると医師が診断したもの

※ 1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。

※ 2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること

# 「教員の多忙化解消プラン」に基づく主な取組について

資料 1

愛知県教育委員会ホームページより

## 取組の柱 1 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

### ○出退勤記録の電子化（県立学校）

#### 県立学校 5 校に IC カードと読み取り機を試行設置（2018 年度～）

（出退勤記録データについて、県の総務事務システムへの取込を検討）

＜実施校＞ 刈谷工業（※）、碧南（※）、一宮聾（※）、江南、豊橋商業 ※は業務改善の取組実践検証校（2018 年度）

### ○開錠時間、施錠時間等の設定

- ・県立学校における開錠時間・施錠時間の設定に向けた考え方（7:00～7:30 開錠、19:30～20:00 施錠を目安）を通知（2018 年度）
- ・県立学校における電話対応について、2020 年度から原則として教職員の勤務時間内とし、学校の実情に応じて校長が定める旨を通知（2019 年度）

### ○夏季休業中の学校閉庁日の設定

県立学校において試行し、次年度以降の対応を通知（2018 年度）

### ○保護者・県民に対する周知・啓発キャンペーンの実施

- ・リーフレットを各学校で配布（2017 年度）、県小中学校 PTA 連絡協議会総会・公立高等学校 PTA 联合会総会で配布（2019 年度）
- ・「保護者へのお知らせ」文案を市町村教育委員会、県立学校へ送付（2017 年度～2018 年度）

## 取組の柱 2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

### ○学校経営案への位置付け

#### ＜県立学校＞

- ・多忙化解消への具体的な取組を記載（2018 年度）
- ・学校評価の自己評価に勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止に関する項目を追加（2018 年度）

#### ＜市町村立学校＞

- ・市町村教育委員会あてに、学校経営案に業務改善及び部活動の運営方針を記述することを通知（2017 年度）

### ○学校マネジメントに関わる体系的な研修の実施

#### 教員育成指標に基づいた研修計画の策定

- ・総合教育センター、県教委各課、市町村教委等が実施している研修を整理・精選
- ・市町村教委の研修の整理・精選には調整が必要なため、まずは、県立学校教員を対象とする研修から着手

### 取組の柱3 部活動指導に関わる負担の軽減

#### ○学校経営案に部活動の運営方針を明記

部活動運営委員会等の組織及び学校全体の決まりを明記するよう、市町村教育委員会、県立学校へ通知（2017年度）

#### ○「部活動指導ガイドライン」の策定

国のガイドラインを踏まえ、児童生徒の発達段階や学校種も考慮した、より効率的、効果的

#### で持続可能な部活動指導の在り方を示すガイドラインを策定（2018年度）

※スポーツ医・科学の専門的な知見も踏まえ、「量から質へ」、「指示から支援へ」といった改善の方向性を示し、児童生徒と教員の双方に過度な負担とならない持続可能で有意義な部活動の実現を目指す

#### ○単独で指導、引率ができる「部活動指導員」の配置

県立高校 12校でモデル配置、配置を希望する市町村への補助（2018年度～）

### 取組の柱4 業務改善と環境整備に向けた取組

#### ○学校における業務改善の推進

- ・取組実践検証校（2017年度：小・中・県立高各1校、2018年度：県立学校3校・県内1市町村）を対象に、民間コンサルタントを派遣し、教員の業務内容を洗い出し、学校における具体的な業務改善を推進（2017年度～2018年度）
- ・「業務改善の手引」を市町村教育委員会、市町村立小中学校、県立学校に配付（2018年度）

#### <取組内容>

- ・民間コンサルタントによる教員へのヒアリングを実施。「ありがたい姿」を学校全体で共有。
- ・ヒアリングに基づき課題を明確化し、教員によるワークショップにより対応策を検討。
- ・具体的な業務改善計画を策定し、実際に取組を開始して効果を検証。さらなる改善を継続。

#### ○県教育委員会が実施する会議、調査、研究指定校の見直し

- ・2017年度に実施した関係課ヒアリングを踏まえ、見直しに向けた考え方を整理
  - ・2018年度は上記の考え方を踏まえ、個々の会議・調査・研修指定校の見直し作業に着手
- ※特に、調査については、廃止、簡素化を始め、調査のポイントや記載例の作成といった負担軽減の手法も含めて見直しを図る。

#### ○専門スタッフ等の配置の拡充

- ・スクール・サポート・スタッフの配置を希望する市町村への補助（2019年度）
- ・教育事務所へのスクールロイヤーの設置（2020年度）

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

資料1-1

### 趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

### 概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

#### 1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

#### 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

### 施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

# 働き方改革状況調査や日々のやりとりの中で見取ることができる 学校や教育委員会が求める業務の削減について（たたき台）

**趣旨** 給特法改正法の成立を受け、働き方改革をより一層加速していくため、文部科学省自らが学校に求めている業務の具体の削減案を示していく。

**視点** これまでの学校の働き方改革に関連するパブリックコメントや教育委員会からの国への要望事項等（※）を踏まえ、文部科学省が学校に求めている業務について、削減や廃止等の要望が多く上がった業務について削減の検討を進める。

※中央教育審議会答申や勤務時間上限ガイドライン策定の際に集めたパブリックコメント、教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（調査項目4 国への要望事項）

## <特に要望が多い事項>

### 要望1 教職員定数の改善

- 人員を増やすことが何より働き方改革の効果が大きい。
- 一人当たりの持ちコマ数の削減をすべき
- 少人数学級の実現等ができれば教員一人当たりが担当する子供の数も減り、大きな業務負担軽減となる
- 小学校英語の教科化に伴う専科教員の増員を。

### 要望2 外部人材の配置

- スクール・サポート・スタッフや部活動指導員は、教員の負担軽減効果が非常に大きいため、全学校に配置できるよう予算補助の拡充をしてほしい。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを基礎定数化し、各学校に確実に配置されるよう措置してほしい。
- スクールロイヤー配置のための補助をしてほしい。

### 要望3 ICT環境整備

- 校務支援システムやタイムレコーダー等の導入について予算の確保が課題。予算補助してほしい。
- ICT支援員の配置のために、予算補助をしてほしい。
- 多機能・高性能コピー機を導入するための予算補助を。

定数改善など教育条件の整備

### 要望4 部活動の見直し

- 部活動の位置付けをしっかりと整理した上で、今後の部活動の在り方の抜本的な検討を求めたい。
- 地域スポーツへの移行に向けた社会基盤づくりをお願いしたい。
- 学校単位だけでなく、地域クラブ活動での大会出場を認めるなど、出場資格の柔軟化を図るべき。

### 要望5 教育課程の見直し

- 標準授業時数の在り方について、
- ・スクラップ&ビルドの考え方で、標準授業時数の削減を
- ・総合的な学習の時間の移行措置の継続を
- ・小学校は週当たり29時間となり、週当たり6時間授業が4日、5時間授業が1日となり、児童下校後の職員会議や学年会、全体研修等の時間を除くと、勤務時間中に学級事務や授業準備をすることが困難。改めるべき。

### 要望6 教員免許更新制度

- 退職教員の活用を進めたいところ、教員免許更新制度が障壁（免許が失効）となり、人材確保に大変苦労している。
- 更新講習を受けるための金銭的・時間的負担が大きな負担に対する効果の大きさに疑問がある。
- 教育委員会主催の研修の場が多々ある中、免許更新講習を受ける意味がどこまであるか。

思い切った削減や廃止を実施

### 要望7 学校向け調査の削減

- 調査統計の削減、整理・統合をお願いしたい。
- 必要な調査は、短時間で簡単に回答できるものにしてほしい。
- 県教委や市教委からの調査を削減してほしい。

### 要望8 学力学習状況調査

- 各県や自治体独自の学力調査等もあり、負担感が大きい
- 年度当初の行事等も多い4月の調査は学校の負担が大きい
- 自治体によっては、各学校での採点・分析が義務付けられており負担が大きい
- 学力状況調査のための「対策」への負担が大きい

給特法後の教職員の業務の削減について働き方たたき台 資料②  
文科省ホームページより

**資料 2**

**在校時間調査結果(経年変化について)**

小学校 11月調査	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調査対象者数 (人)	15,978	16,092	16,216	16,235	<b>16,427</b>
80超～ (人)	2,451	1,499	1,755	2,054	<b>1,579</b>
%	15.3%	9.3%	10.8%	12.7%	<b>9.6%</b>
80超～100以下 (人)	1,734	1,087	1,209	1,414	<b>1,120</b>
%	10.9%	6.8%	7.5%	8.7%	<b>6.8%</b>
100超 (人)	717	412	546	640	<b>459</b>
%	4.5%	2.6%	3.4%	3.9%	<b>2.8%</b>

※調査対象校 708校

80時間超の人数が	前年度より増加	131校 (18.5%)
	前年度と変化なし	259校 (36.6%)
	前年度より減少	318校 (44.9%)

※ 80時間超の教員のうち、主な理由として「部活動」と回答した割合 11.2%

中学校 11月調査	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調査対象者数 (人)	9,409	9,481	9,531	9,546	<b>9,519</b>
80超～ (人)	4,183	3,444	3,684	3,685	<b>3,129</b>
%	44.5%	36.3%	38.7%	38.6%	<b>32.9%</b>
80超～100以下 (人)	1,811	1,649	1,711	1,695	<b>1,516</b>
%	19.2%	17.4%	18.0%	17.8%	<b>15.9%</b>
100超 (人)	2,372	1,795	1,973	1,990	<b>1,613</b>
%	25.2%	18.9%	20.7%	20.8%	<b>16.9%</b>

※調査対象校 306校

80時間超の人数が	前年度より増加	74校 (24.2%)
	前年度と変化なし	54校 (17.6%)
	前年度より減少	178校 (58.2%)

※ 80時間超の教員のうち、主な理由として「部活動」と回答した割合 50.1%

高等学校 4月調査	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調査対象者数 (人)	8,215	8,324	8,347	8,343	<b>8,355</b>
80超～ (人)	1,412	1,248	1,165	1,092	<b>1,113</b>
%	17.2%	15.0%	14.0%	13.1%	<b>13.3%</b>

※調査対象校 151校  
(平成29年4月～9月)

80時間超の人数 (実人員)が	前年度より増加	81校 (53.6%)
	前年度と変化なし	9校 (6.0%)
	前年度より減少	61校 (40.4%)

特別支援学校 4月調査	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調査対象者数 (人)	2,719	2,756	2,762	2,771	<b>2,748</b>
80超～ (人)	47	29	28	12	<b>17</b>
%	1.7%	1.1%	1.0%	0.4%	<b>0.6%</b>

※調査対象校 28校  
(平成29年4月～9月)

80時間超の人数 (実人員)が	前年度より増加	7校 (25.0%)
	前年度と変化なし	18校 (64.3%)
	前年度より減少	3校 (10.7%)

\* 特別支援学校 学校別在校時間調査 資料3

番号	事業場名	対象職員数(4月)	面接指導申出書【80時間超】 (年間 1ヶ月平均)				面接指導申出書提出率(A)/(B)	在校時間状況記録【80時間超】								
			受診希望あり		計 (B)	前年度		1ヶ月平均			1月当たり80時間超(B)	実人員				
			受診	受診不要				80時間超100以下	100時間超	計(B)		80時間超100以下	100時間超	計	前年度	
125	豊田高等学校	53	0.0	0.0	6.8	6.8	4.9	100.0	3.6	1.0	4.6	6.8	3	13	16	17
126	豊野高等学校	51	0.1	0.0	1.6	1.7	3.6	100.0	0.8	0.0	0.8	1.7	6	1	7	19
127	足助高等学校	27	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	100.0	1.7	0.9	2.6	0.3	2	0	2	2
128	松平高等学校	33	0.0	0.0	3.6	3.6	6.2	93.5	1.0	0.3	1.3	3.8	9	5	14	18
129	新城高等学校	30	0.0	0.0	0.1	0.1	2.9	100.0	0.9	0.4	1.3	0.1	1	0	1	10
130	新城東・新城有教館高等学校	40	0.0	0.0	1.3	1.3	2.0	100.0	0.2	0.0	0.2	1.3	8	3	11	9
131	新城東高等学校作手校舎	15	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	100.0	0.3	0.0	0.3	0.1	1	0	1	1
132	田口高等学校	23	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	100.0	1.6	0.6	2.2	0.2	2	0	2	2
133	時習館高等学校	59	0.0	0.0	4.0	4.0	8.1	100.0	2.6	0.8	3.3	4.0	10	5	15	31
134	豊橋工業高等学校	93	0.0	0.0	2.3	2.3	1.1	100.0	1.2	0.3	1.5	2.3	6	3	9	8
135	成章高等学校	47	0.0	0.0	1.3	1.3	2.3	100.0	2.3	2.0	4.3	1.3	3	1	4	9
136	渥美農業高等学校	42	0.0	0.1	6.4	6.5	4.5	100.0	2.2	1.2	3.3	6.5	8	8	16	10
137	福江高等学校	28	0.0	0.0	0.5	0.5	0.1	100.0	0.2	0.2	0.3	0.5	4	1	5	1
138	宝陵高等学校	33	0.2	0.0	0.4	0.6	0.6	100.0	0.6	0.6	1.2	0.6	0	2	2	4
139	御津高等学校	34	0.2	0.0	1.1	1.3	1.6	100.0	1.8	2.3	4.1	1.3	4	3	7	6
140	豊橋商業高等学校	58	0.0	0.0	5.7	5.7	5.9	100.0	1.8	2.1	3.8	5.7	3	13	16	18
141	豊橋東高等学校	52	0.1	0.0	2.8	2.8	5.4	100.0	1.5	1.2	2.7	2.8	2	7	9	16
142	豊丘高等学校	52	0.0	0.0	2.6	2.6	3.3	100.0	1.8	0.4	2.3	2.6	4	5	9	16
143	国府高等学校	50	0.0	0.0	2.3	2.3	4.0	100.0	2.3	1.2	3.4	2.3	9	3	12	18
144	豊川工業高等学校	62	0.0	0.0	3.0	3.0	7.2	100.0	1.3	0.2	1.5	3.0	12	4	16	22
145	蒲郡高等学校	68	0.0	0.0	1.1	1.1	1.8	100.0	0.9	0.3	1.3	1.1	4	2	6	7
146	三谷水産高等学校	55	0.0	0.0	1.5	1.5	1.7	100.0	1.4	0.3	1.8	1.5	7	2	9	7
147	蒲郡東高等学校	38	0.0	0.1	1.8	1.8	2.0	100.0	0.8	0.8	1.6	1.8	7	2	9	11
148	豊橋南高等学校	46	0.0	0.0	1.3	1.3	2.6	100.0	1.1	0.4	1.5	1.3	2	3	5	11
149	小坂井高等学校	49	0.0	0.0	1.3	1.3	2.4	100.0	1.0	0.0	1.0	1.3	8	3	11	11
150	豊橋西高等学校	39	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9	100.0	0.2	0.0	0.2	0.9	5	0	5	10
151	名古屋盲学校	74	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	-	0.1	0.0	0.1	0.0	0	0	0	1
152	岡崎盲学校	59	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	100.0	0.2	0.1	0.3	0.1	1	0	1	1
153	名古屋聾学校	85	0.0	0.0	0.3	0.3	0.1	100.0	0.0	0.1	0.1	0.3	2	1	3	1
154	千種聾学校	39	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0	1	1	0
155	豊橋聾学校	46	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
156	岡崎聾学校	59	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.3	0.0	0.3	0.0	0	0	0	0
157	一宮聾学校	50	0.0	0.0	0.4	0.4	1.3	100.0	0.1	0.1	0.2	0.4	2	1	3	12
158	名古屋特別支援学校	128	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	-	0.2	0.0	0.2	0.0	0	0	0	1
159	岡崎特別支援学校	109	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.2	2	0	2	0
160	春日台特別支援学校	132	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	100.0	0.2	0.1	0.3	0.3	1	1	2	1
161	三好特別支援学校	137	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
162	大府特別支援学校	78	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.3	0.1	0.3	0.0	0	0	0	0
163	一宮特別支援学校	123	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	100.0	0.3	0.0	0.3	0.6	3	1	4	0
164	豊橋特別支援学校	122	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
165	小牧特別支援学校	115	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
166	半田特別支援学校	103	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	-	0.1	0.0	0.1	0.0	0	0	0	0
167	安城特別支援学校	145	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1	0	1	0
168	佐織特別支援学校	105	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
169	豊川特別支援学校	108	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	1
170	豊川特別支援学校本宮校舎	30	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	100.0	0.1	0.0	0.1	0.1	1	0	1	0
171	一宮東特別支援学校	127	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
172	港特別支援学校	147	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
173	豊田高等特別支援学校	64	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
174	春日井高等特別支援学校	66	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0	0	0	0
175	ひいらぎ特別支援学校	87	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0	0	0	0
176	みあい特別支援学校	110	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
177	いなざわ特別支援学校	127	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
178	大府もちのき特別支援学校	107	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	5
179	大府もちのき特別支援学校桃花校舎	30	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0
180	瀬戸つばき特別支援学校	102	0.0	0.0	0.5	0.5	-	100.0	0.5	0.0	0.5	0.5	6	0	6	-
計		11,042	1.1	0.8	357.5	359.3	496.8	98.8	225.3	138.3	363.7	363.8	842	615	1,457	1,776
全県立学校平均			0.01	0.00	1.99	2.00	2.78	-	1.2	0.8	2.0	-	4.7	3.4	8.1	9.9
高等学校平均			0.01	0.01	2.37	2.38	3.27	-	1.5	0.9	2.4	-	5.5	4.1	9.6	11.7
特別支援学校平均			0.00	0.00	0.08	0.08	0.10	-	0.1	0.0	0.1	-	0.6	0.2	0.8	0.8

4 面接受診者の労働時間の状況

労働時間	人数
80時間超 ~ 90時間	6人
90時間超 ~ 100時間	2人
100時間超 ~ 120時間	4人
120時間超 ~ 150時間	1人
150時間超	0人
計	13人

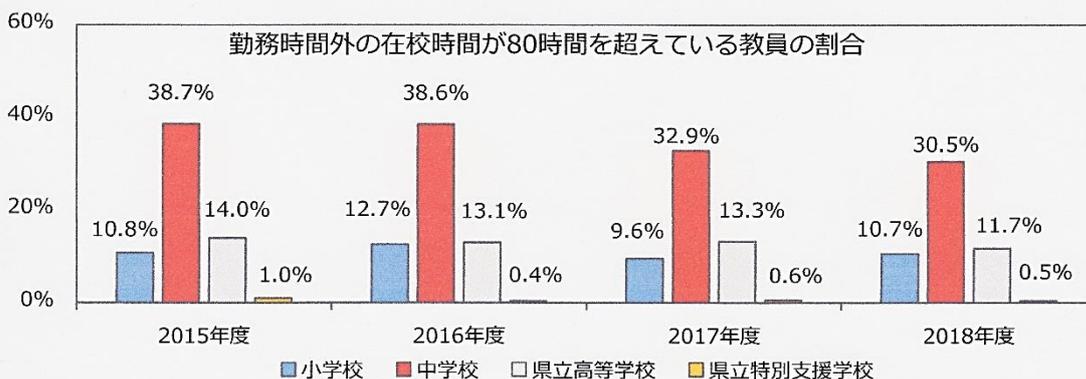
# 持続可能な教育の質の向上をめざして

～保護者、地域の皆様へ～

愛知県教育委員会

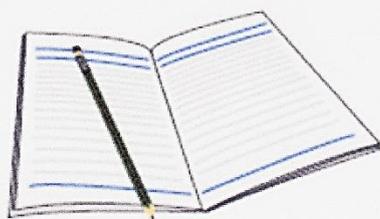
## 「教員の多忙化解消プラン」について

- 愛知県教育委員会では、2017年3月に「**教員の多忙化解消プラン**」を策定して、教員が健康的に学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進めており、**勤務時間外の在校時間が月80時間（厚生労働省の示す、いわゆる「過労死ライン」）を超過している教員の割合を、2019年度までに0%とすること**としております。
- さらに、国においては、2019年1月に文部科学省が「**公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン**」を制定し、勤務時間外の在校時間の上限の目安時間として、**原則として1か月で45時間、1年間で360時間を超えないよう**にすることが示されました。
- しかしながら、**本県の公立学校の教員の勤務状況**を見ますと、例えば**中学校では約30%、高等学校では約12%の教員が勤務時間外の在校時間が月80時間を超えている**状況です。



## 保護者、地域の皆様へのお願い

- 現在、学校現場では幅広い業務を抱えており、**学校だけで全てを担うことが困難な状況**となりつつあります。これまで学校が果たしてきた役割を、教員以外の専門職員や学校外に委ねることも必要となります。
- 学校の教育活動においても、**行事運営や部活動など様々な場面で保護者や地域の方々の手をお借りしながら、今まで以上に充実した教育活動を実現していくこと**が求められています。
- 愛知県教育委員会では、引き続き学校や地域の実情に応じて、**学校の開錠・施錠時間の設定、夏休み期間中の学校閉庁日の設定、部活動に係る活動時間や休養日等の設定**など、教員の多忙化解消に向けた様々な取組を行っております。また、教員がゆとりをもって教育活動に取り組めるよう、国の「学校における働き方改革」の動きを踏まえながら、教職員定数の充実に向けて努力してまいります。
- **保護者や地域の皆様方**におかれましては、今後とも**学校における教育活動に御理解・御協力**いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 公立学校教員の時間外勤務について

- 公立学校の教員の勤務条件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び関係政令、県の条例により、**時間外勤務命令は原則行うことができない**など、**一般の労働者とは異なる取扱い**になっています。
- 公立学校の教員には、時間外勤務手当が支給されない代わりに、**給料月額**の**4%に相当する教職調整額が一律に支給**されていますが、その額は、1966年度に文部省が実施した「教員勤務状況調査」で、1週間平均の超過勤務時間が小・中学校平均で1時間48分であったことが根拠となっています。
- また、非常災害時、修学旅行、対外運動競技等の引率、学校の管理下において行われる部活動における指導といった業務に従事した場合には、**教員特殊業務手当**が支給されます。（例：休日の部活動指導 1日（3時間程度以上）2,700円（愛知県の場合））
- 現行の中学校及び高等学校の**学習指導要領**では、**部活動**を以下のとおり位置づけています。
  - ・ **生徒の自主的、自発的な参加**により行われる
  - ・ **学校教育の一環**として、教育課程との関連が図られるように留意
  - ・ **地域の人々の協力**、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う
- 次期学習指導要領（中学校及び高等学校）では、部活動について、これまでの留意事項に加え、「**持続可能な運営体制**」を整えることが明記されています。

## 「教員の多忙化解消プラン」に基づく2019年度の取組について

### 1 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

- 県立学校（高等学校、特別支援学校）5校において、試行的に出退勤時刻をICカードで記録
- 県立学校において学校閉庁日、開錠・施錠時間の設定を本格実施

### 2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

- 研修計画に学校マネジメントを重点的に位置づけ、体系的な教員研修を実施

### 3 部活動指導に関わる負担の軽減

- 単独で部活動の指導や大会への引率等が可能な部活動指導員を配置  
(県立高校12校にモデル配置、中学校への配置を支援)

### 4 業務改善と環境整備に向けた取組

- 小中学校で教職員定数を改善  
(新学習指導要領の実施に伴う小学校における外国語の教科化などに対応)
- 中学校において授業準備など補助的な業務を担うスクール・サポート・スタッフの配置を支援



教育は  
未来へつなぐ  
希望の輪

愛知県教育委員会事務局教育企画課 2019年5月作成  
〒460-8534 (住所不要) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話 052-954-6827 (ダイヤルイン)  
FAX 052-961-3925  
メール kyoikukikaku@pref.aichi.lg.jp

